

答 申 書

平成27年2月12日

京丹波町子ども・子育て審議会

はじめに

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市区町村は質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければならないとされています。

本町においては、平成22年3月に「京丹波町次世代育成支援行動計画〔後期計画〕」を策定し、平成26年度までを計画期間として、すべての子どもと家庭を対象とした支援施策を総合的かつ計画的に推進していますが、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、京丹波町の未来を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境整備の充実は依然として課題であります。

新たに策定する「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」の考え方としては、次世代行動計画期間の終了に伴い目指す方向性が変わるのではなく、継続する中でより発展的な取り組みが展開できるよう「基本構想」「基本目標」は踏襲することとし、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、京丹波町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すものとしています。

また、諮問された「町立幼稚園・保育所のあり方について」は、現在に至るまでの経過や課題、将来展望等の分析をはじめ、子どもたちを預かる現場を実際に踏査する中で、「子どもたちにとって最善の方向性」を共通認識とし、第三者的視点のもと審議を尽くしました。

答申に至るまでには、9回の会合を重ねる中で、選出団体等を代表しての意見・提案、実際に幼稚園や保育所に通わせている保護者また地域住民としての考え方など、各委員が思い思いの意見を述べ合い、慎重かつ熱心な議論を活発に展開してまいりました。

本書は、ニーズ調査やパブリックコメントにより住民意見を踏まえたうえで、審議会での議論を集約したものであり、委員の総意として寺尾町長に答申するものであります。

諮問 1 審議会条例第 2 条における所掌事務について

- 1 京丹波町子ども・子育て支援事業計画に関すること
- 2 京丹波町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること

■成果品（別添提出資料）…「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」

【概要】 本計画に関しては、子ども・子育て支援法(以下「支援法」)第 61 条に基づく事業計画に位置付けられるものであるとともに、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえた「次世代育成支援行動計画」の後継計画的な性格も併せ持つものとして作成しています。そのため、支援法による教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を定めるのみでなく、京丹波町の子ども一人ひとりが健やかに成長できる地域社会の構築に向けた方向性を示すものとして、次世代行動計画の進捗状況等を評価(27～29 頁参照)したうえで、基本理念・基本的視点・基本目標(30～31 頁参照)は踏襲しています。

支援法に基づく事業計画部分に関しては、幼児期の教育・保育の量の見込みに対して現状の提供体制で確保が可能(36 頁)と見込まれます。地域子ども・子育て支援事業においては、子育て短期支援事業のニーズは見受けられませんでした。必要な事業であると判断し平成 31 年度に量の見込みを計上しました。病児・病後児保育事業については現在実施していませんが、ニーズが見受けられるため事業実施に関する議論が必要と考えます。

計画全体に関しては、地域特性を踏まえたうえで、「切れ目のない子育て支援が提供できる体制づくりの構築」を目指した事業を重点項目(33 頁参照)としています。

なお、教育・保育の提供区域の設定としては、メリットとデメリットを勘案したうえで 1 区域(35 頁参照)としています。

- ・基本理念：「子育てを みんなではぐくむ 地域の輪」
- ・基本的視点：（１）子どもの幸せを第一に考える視点
（２）すべての子どもと子育て家庭を支える視点
（３）地域社会全体で子どもをはぐくむ視点
- ・基本目標：①子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりをめざす
②安心して子育てができる地域づくりをめざす
③地域みんなで子どもをはぐくむまちづくりをめざす

【町民ニーズの把握】

○ニーズ（アンケート）調査＜18歳～26歳参照＞

- ・調査期間：平成25年11月中旬～11月末日
- ・調査結果：①就学前児童…対象者488人中324票回収（66.4%）
②小学生調査…対象者665人中441票回収（66.3%）

○パブリックコメント＜75～76歳参照＞

- ・募集期間：平成27年1月13日（火）～1月26日（月）
- ・意見総数：意見提出者3人 / 意見総数5件

3 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること

4 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること

国の示すスケジュールに基づき条例制定する必要があったことから、「第6回審議会」（平成26年7月25日開催）で審議し、それぞれの利用定員に関しては国に準じることとしました。決定事項に関しては、事務局を通じて寺尾町長に報告し、9月議会で制定された「京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第37条で定められたことは周知の事実として捉えています。

諮問 2 町立幼稚園・保育所のあり方について

審議にあたっては、「子どもたちにとって最善の方向性」を委員全員の共通認識とし、児童数の推移や老朽化施設の現状、町独自施策である子育て支援センター（短時部）のあり方などを基に検討を重ねた結果、次の方向性が京丹波町にとって最善であるとの結論に至りました。

- 1. 須知幼稚園と上豊田保育所は統合し、幼稚園と保育所の良さを取り入れた「幼保連携型認定こども園」として新たにスタートさせたうえで、適正規模に応じた施設を整備する。また、みずほ保育所と瑞穂子育て支援センター（短時部）、わち保育所と和知子育て支援センター（短時部）についても、幼保連携型認定こども園制度に基づく施設へと移行する。**
- 2. 幼保連携型認定こども園に移行することで、現行の幼稚園教育を3歳以上のすべての入所児童に提供できる体制づくりを構築する。なお、職員体制においても、より一層質の高い幼児教育の普及・推進を図る意味合いを鑑み、適正規模以上の配置とする。**
- 3. さまざまな観点からの審議により、下山分園は廃園の方向と考えるが、地域住民や保護者の皆様から理解が得られるよう配慮する。**
- 4. 須知幼稚園と上豊田保育所の統合に関しては、送迎や給食の有無等に違いがあるため、保護者の思いを聴取したうえで、最善の方向性を導き出すよう求める。**

【審議における考察点】

○将来推計人口から見る入園(所)児童数の推移

全国的に少子化が進む中、本町の将来推計人口（計画書 34 頁参照）においても減少傾向が見受けられます。町においては少子化対策に力を注がれていますが、ライフスタイルの多様化に伴う結婚及び出産に対する意識の変化等により、未婚率が上昇し、出生数も減少していることから、現時点では将来推計人口に基づいた対策を検討する必要があると考えます。

○子どもを中心とした環境整備

公立幼稚園及び保育所という同一条件にある中で、通う施設によって過ごす環境に違いがあることは公平性や子どもの育成の観点からすると改善が必要と考えます。また、地域の特色を生かした保育環境づくりと合わせ、少人数ではできない集団生活の中での教育ができるよう適正規模・適正人員を確保することも視野に入れる必要があると考えます。

○施設老朽化への対応及び財政負担

須知幼稚園（昭和 53 年建築）と上豊田保育所（昭和 55 年建築）の施設が老朽化しており、必要に応じた修繕や改修で対応されていますが、上豊田保育所に関しては、保育施設として建設されたものではなく、児童館施設を活用していることから、保育ニーズへの対応が難しい状況にあります。

施設建設に関しては、建設費と将来にわたる維持管理経費を含めて検討する必要があります。須知幼稚園と上豊田保育所の建て替え、下山分園の耐震補強（耐震補強のみの概算事業費約 1 億 3 千万円）並びに改修のすべてを行うことは町の財政状況や費用対効果の面から厳しい状況が見受けられます。また、須知幼稚園と上豊田保育所を別として施設建設を考えた場合、入園児童数の現状及び将来推計人口に基づく入園見込を勘案すると、入所定員を見直し、小規模な施設を建設することになり、優先順位を定め順次整備する必要があります。一方で、わちエンジェルも建設から約 20 年が経過し、将来的には整備や大規模改修等の対応が必要になることも想定されることから、財政的に須知幼稚園と上豊田保育所の両施設を建設することは難しいと考えます。

○新たな視点から考える幼保連携型認定こども園の導入

子ども・子育て支援新制度スタートに伴い、既存の「幼保連携型認定こども園」が見直され、保育所・幼稚園双方の良さを取り入れたものとなりました。そのため、距離的に町内全域から幼稚園に通うことが困難な状況からすると、京丹波町のすべての児童に同じ条件のもとでの教育環境を提供できるというメリットがあります。また、就労を条件としない子育て支援センター（短時部）事業を町独自に行っていますが、認定こども園に移行することで国等の制度に基づくものとなるため、加入保険等を含め入所児童に対して統一した対応を図ることができます。

ほかにも、幼稚園と保育所それぞれで教育を行っていますが、幼稚園は文部科学省管轄の教育施設、保育所は厚生労働省管轄の保育施設と位置付けられており、基礎となるものが違います。しかし、認定こども園は、両省庁の垣根を越えたものであることから、教育環境をはじめ次のようなメリットがあります。

- ・就労の有無に関わらず利用が可能のため、転所の心配がない。
- ・少子化が進む中、対象児童の枠組みを広げることで必要規模の集団を保ちやすい。
- ・幼稚園と保育所双方の良さを取り入れることで、町内の就学前児童に対し総合的な教育・保育環境を整えることができる。

考察点については、政策決定に当たっての参考としていただき、未来の京丹波町を担う子どもと保護者にとって発展的な子育て支援施策の充実につながるよう、早急に方向性を示されることを切望いたします。

幼稚園・保育所等の現状

1 施設別児童の推移

年齢児	保育所・幼稚園							支援センター (短時部)				児童 総数	備考	
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	小 計	3 歳	4 歳	5 歳	小 計			
上豊田 保育所	22年度	9	11	10	26	26	21	103					103	
	23年度	8	14	17	18	26	27	110					110	
	24年度	3	21	27	22	22	32	127					127	
	25年度	7	15	24	29	24	21	120					120	
下山 分園	22年度		2	6	6	9	5	28					28	24年度 から休園
	23年度		3	4	6	9	5	27					27	
みずほ 保育所	22年度	1	10	13	24	23	30	101	1		2	3	104	
	23年度	8	7	13	21	24	25	98		1		1	99	
	24年度	7	10	10	17	24	26	94	5	1	1	7	101	
	25年度	6	11	14	12	15	24	82	5	7	1	13	95	
わち エンジェル	22年度	4	4	9	10	12	11	50	5	4	5	14	64	
	23年度	4	5	6	11	11	13	50	3	6	2	11	61	
	24年度	2	7	6	13	11	13	52	4	3	4	11	63	
	25年度	4	3	10	8	13	10	48	2	4	5	11	59	
須知 幼稚園	22年度				14	26	24	64						
	23年度				17	17	25	59						
	24年度				11	25	18	54						
	25年度				18	17	27	62						

< 保育所：各月3月1日現在 / 幼稚園：各年5月1日 >

2 施設の状況

	定員	建築年度	耐震性	備 考
上豊田保育所	120人	昭和55年	○	児童館施設を活用
〃 下山分園	40人		×	平成24年度から休園
みずほ保育所	100人	平成22年	○	
わちエンジェル	90人	平成6年	○	
須知幼稚園	280人	昭和53年	○	

3 幼稚園・保育所・子育て支援センターの比較表 <平成26年11月末現在>

(1) 幼稚園【須知幼稚園】

- <根拠法令> 学校教育法
- <所管省庁> 文部科学省
- <役 割> 幼児教育を主体とした保育
- <機 能> 満3歳以上の児童に教育を行う学校
- <基 準> 幼稚園教育要領に基づく教育
- <開園時間> 1日4時間以上を標準（年間39週以上開園）
- <長期休業> 春・夏・冬休み
- <昼 食> 弁当
- <送 迎> スクールバスか保護者送迎（選択が可能）
- <料 金> 授業料：月額7,000円 *スクールバス利用料は別途

(2) 保育所【上豊田保育所（下山分園）、みずほ保育所、わち保育所】

- <根拠法令> 児童福祉法
- <所管省庁> 厚生労働省
- <役 割> 保育に欠ける児童の保育
- <機 能> 児童を保育する児童福祉施設
- <基 準> 保育所保育指針に基づく保育（養護と教育）
- <開所時間> 1日11時間を原則（基本保育時間は8時間）
- <長期休業> なし
- <昼 食> 給食
- <送 迎> 保護者送迎
- <料 金> 保育料：所得に応じた基準額表に基づき決定
 - ・3歳児未満…月額 0円～50,000円
 - ・3歳児以上…月額 0円～30,000円

(3) 子育て支援センター(短時部)【瑞穂子育て支援センター、和知子育て支援センター】

- ＜根拠制度＞ 町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例
- ＜所管省庁＞ 町単独事業のためなし
- ＜役割＞ 保育に欠けない児童の保育
- ＜機能＞ 満3歳以上を対象とし、保育所に順ずる
- ＜基準＞ 保育所に順ずる
- ＜開所時間＞ 保育所と同様（保育時間は4時間）
- ＜長期休業＞ 保育所の希望保育期間（春・夏・冬）
- ＜昼食＞ 給食
- ＜送迎＞ 保護者送迎
- ＜料金＞ 使用料：月額12,000円

(参考) 認定こども園【町内には未設置】

- ＜根拠法令＞ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- ＜所管省庁＞ 幼保連推進室（文部科学省と厚生労働省で組織）
*新たな「幼保連携型認定こども園」については内閣府
- ＜役割＞ 幼稚園と保育所の両方の役割を担い子育て支援を総合的に提供
- ＜機能＞ 教育・保育を一体的に行う施設
- ＜基準＞ 幼稚園教育要領に基づく教育、保育所保育指針に基づく保育
- ＜開所時間＞ 保育所と幼稚園の両方に対応可能（開所時間は11時間が原則）
- ＜長期休業＞ 入所児童の状況に応じて対応が可能
- ＜昼食＞ 保育所要件の入所児童に対しては給食の提供義務
- ＜送迎＞ スクールバス運行義務等はなし
- ＜料金＞ 応能負担（原則として保育料と同様の考え方）

諮 問 書

5京丹子第170号

平成25年8月27日

京丹波町子ども・子育て審議会

会長 原 清 治 様

京丹波町長 寺 尾 豊 爾

諮 問 書

京丹波町子ども・子育て審議会において、次のことを審議されるよう諮問します。

○ 同審議会条例第2条における所掌事務について

- 1 京丹波町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- 2 京丹波町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- 3 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- 4 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

○ 町立幼稚園・保育所のあり方について

京丹波町子ども・子育て審議会委員名簿（敬称略、順不同）

番号	所 属 ・ 役 職	氏 名（敬称略）	備 考
1	京丹波町母子寡婦福祉会会長	谷山 和子	
2	京丹波町社会福祉協議会事務局長	桐野 正則	
3	京丹波町民生児童委員協議会主任児童委員	大西 好美	○副会長
4	京丹波町商工会会長	野間 之暢	
5	京丹波町老人クラブ連合会会長	野口 利和	(～平成26年3月31日)
		岡本 勇	(平成26年4月1日～)
6	京丹波町立上豊田保育所保護者会代表	岩崎 順子	
7	京丹波町立みずほ保育所保護者会代表	八木 有美	
8	京丹波町立わちエンジェル保護者会代表	原田 宏	
9	京丹波町立須知幼稚園保護者会代表	前田 和彦	
10	京丹波町PTA連絡協議会会長 (竹野小学校PTA会長)	小峰 雅人	(～平成26年3月31日)
	京丹波町PTA連絡協議会副会長 (下山小学校)	松村 秀和	(平成26年4月1日～)
11	佛教大学教育学部長・大学院教育学研究科長 教育学部教授	原 清治	◎会長
12	京丹波町議会 福祉厚生常任委員会委員	松村 篤郎	(～平成25年12月24日)
		山崎 裕二	(平成25年12月25日～)
13	京都府南丹保健所福祉室長	坂本 智明	(～平成26年5月18日)
		山崎 正則	(平成26年5月19日～)
14	京丹波町校（園）長会代表 (竹野小学校校長)	山内 朝文	
15	京丹波町病院院長	前田 武昌	
16	京丹波町保健福祉課長	岡本 佐登美	(～平成26年3月31日)
		下伊豆 かおり	(平成26年4月1日～)
17	京丹波町立須知幼稚園長	西村 喜代美	
18	京丹波町立みずほ保育所長	一谷 寛	
19	京丹波町のびのび児童クラブ(教育委員会 社会教育指導員兼学校教育指導主事)	由良 賀代子	(～平成26年3月31日)
		井尻 常夫	(平成26年4月1日～)

※◎は会長、○は副会長

子ども・子育て審議会開催経過

■ 第1回審議会 <平成25年8月27日(火) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

○委嘱状及び諮問書の交付

- 協議事項：
・京丹波町子ども・子育て審議会について
・子ども・子育て支援新制度について
・ニーズ調査について
・今後のスケジュールについて

■ 第2回審議会 <平成25年10月11日(金) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
・ニーズ調査について
・京丹波町における子育て支援施策について

■ 第3回審議会 <平成26年1月23日(木) / 京丹波町役場2階 議場>

- 協議事項：
・ニーズ調査の集計結果（単純集計分）について
・将来人口の推計について
・京丹波町における子育て支援施策について

■ 第4回審議会 <平成26年3月28日(金) / 京丹波町役場2階 議場>

- 協議事項：
・ニーズ調査の結果について
・京丹波町子ども・子育て支援事業計画のイメージについて
・教育・保育提供区域の設定について
・事業計画の基本理念、基本目標について
・国の動向について

■ 第5回審議会 <平成26年5月30日(金) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
・量の見込みについて
・次世代育成支援行動計画の進捗状況について
・計画骨子イメージについて

■ 現地踏査 <平成26年7月3日(木)>

- 踏査場所：
須知幼稚園 / 上豊田保育所(下山分園) / みずほ保育所 / わちエンジェル

■ 第6回審議会 <平成26年7月25日(金) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
・量の見込みと確保の方策について
・運営基準の検討について
・計画の構成について
・保育の必要性の認定に係る基準設定について
・幼稚園及び保育所のあり方について

■ **第7回審議会** <平成26年9月19日(金) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
 - ・計画素案について
 - ・幼稚園及び保育所のあり方について

■ **第8回審議会** <平成26年12月25日(木) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
 - ・計画素案について
 - ・幼稚園及び保育所のあり方について

■ **第9回審議会** <平成27年2月12日(木) / 京丹波町役場2階 議場>

- 協議事項：
 - ・パブリックコメントの結果について
 - ・計画書の内容確定について
 - ・答申書の内容確認について

- 答申書の提出

* 「協議事項」は主なもののみを抜粋しており、他にも諮問内容に関する事項を適宜審議しました。

終わりにあたり、審議の結果として提出した計画書は、作成することに意味があるのではなく、計画期間における達成状況や情勢変化に伴う見直しを適正に行うことで、京丹波町の子育て支援施策の指針となります。町立幼稚園・保育所のあり方についても、方向性を定めるのが原点で、その方向に至るまでの経過をいかに住民の皆様との対話のもとに進められるかが重要であると考えます。

京丹波町の子どもたちと保護者をはじめ、町内事業所での就労者や地域住民の皆様にとって子育てしやすい町となることを切に願います。